

12月11日の本会議において、福祉教育常任委員会に付託を受けました議案第90号から議案第92号及び議案第104号の4議案について、12月12日に開催した委員会の審査結果を報告します。

議案第90号は、雨山文化運動公園内にある雨山市民プールを令和2年3月31日をもって廃止する条例改正です。昭和63年に開設して以来、30年以上が経ち、施設の老朽化が進み、利用者の安全確保ができない状況で、監視員の成り手もないとの説明がありました。

主な質疑は次のとおりです。

以前の福祉教育常任委員会ではどのように説明したか。市外利用者はどれぐらいか。この議案は、教育部か総務部かどちらから提案されたものかとの質疑に対して、令和元年6月の福祉教育常任委員会では、雨山市民プールの休止について議論され、施設の老朽化による利用者の安全が図れない点についての休止は、致し方ないという意見と代替案についての質疑に対して小中学校のプールの開放、十二坊温泉ゆららの子ども用プール、民間のプールなどを検討していると説明した。市外利用者は平成29年度の調査で51%と過半数を超えている。この議案は、教育部からの提案であるとの答弁でした。

また、代替案は来年の夏に間に合うのかとの質疑に対して条件が整えば検討をして、総合的に判断をしていくが、来年の夏までに判断をすることは困難であるとの答弁でした。

今回の議案審査では提案までの経過等について明瞭な説明に努めてほしいとの意見がありました。

議案第91号は、災害弔慰金に関する法律等の一部改正を受けて、市の災害弔慰金の条例を、自然災害による災害を受けたことによる世帯主に対して貸し付けの償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還および違約金について、所要の改正を行うと説明がありました。

主な質疑は、国、県、市どこが貸し付けるのかとの質疑に対して、上位法による条例改正であり、市の条例であるため、貸し付けの判断も猶予や免除等の判断

も市が行いますとの答弁でした。

議案第 92 号は、消費税率引き上げによる低所得者の介護保険料軽減が令和 2 年度より実施されることを受け、所得段階が第 1 段階から第 3 段階の介護保険料の額について所要の改正を行う。軽減分は、国が 2 分の 1、県が 4 分の 1、市が 4 分の 1 を負担する。また普通徴収に係る介護保険料の納期の第 1 期を 4 月から 6 月に改正し、納付回数を 12 期から 10 期に改正すると説明がありました。

4 月、5 月に保険料の納付がないのなら納付額を 0 にした資料を出すべきではないかとの意見に対して、修正し提出しますと答弁がありました。保険料の年額は減額となっているが、納付回数が 2 回減ることにより、1 期の支払額が増えることの周知をどうするのかとの質疑に対して、令和 2 年 2 月号の広報と 2 月に該当する対象の方に個人通知を出すとの答弁でした。1 月の区長会などあらゆる媒体で知らせるべきとの意見に対して、検討していくとの答弁でした。

議案第 104 号は、令和 2 年 4 月 1 日から民間移管する 6 園の内、5 園の移管は、社会福祉法人であるため、湖南省行政財産使用料徴収条例に基づく減額基準において、社会福祉法人が、社会福祉事業を行う目的で、市の有する土地を使用して施設等を設置する場合、財産使用料の年額 4 分の 3 を減額すると規定している。

今回、民間移管する残りの 1 園水戸保育園は株式会社に移管するため、他の社会福祉法人と同様に、相手方の移管事業者に、土地の評価額に 100 分の 5 を乗じて得た額から当該額に 4 分の 3 を乗じて得た額を減額した額が貸付料となります。

減額貸付をする期間は令和 2 年 4 月 1 日から令和 22 年 3 月 31 日までの 20 年間で説明がありました。

社会福祉法人の場合はどれだけ減免になるのかとの質疑に対して、土地の評価額の 100 分の 5 の 4 分の 3 が減免になる。75%減免で 25%を払ってもらいます。水戸保育園の場合は、減免額がいくらになるのかとの質疑に対して、水戸保育園の敷地面積は、3,868.1 m²で 1 m²当たりの評価額は 31,600 円です。3,868.

$1 \times 31,600 \times 5\% \times 4 \text{ 分の } 1 = \text{年額 } 152 \text{ 万 } 7,899 \text{ 円}$ が減額後の貸付金額で、現在の評価額で 458 万 3,699 円を減免することになりますとの答弁でした。

減免貸付期間が 20 年になった理由はとの質疑に対して今後、水戸保育園は建替えをされるので、最低 20 年間は運営をしてもらいたいとの答弁でした。交通安全面では、大変危険な場所だが、市として手立てを打っているのかとの質疑に対して、職員駐車場を民間に借りている状況で、引き続き安全な運営ができるように協力して行きます。保護者送迎に配慮した建て替えになるように助言していきますとの答弁でした。

以上が質疑の概要であります。その後、各議案に対して討論はなく、採決を行いました。

その結果、議案第90号湖南省社会体育施設条例の一部を改正する条例の制定について、議案第91号湖南省災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第92号湖南省介護保険条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第104号財産の減額貸付についての 4 議案については、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決定しました。